

エアコン設置促進事業補助金のご案内

生活保護世帯及び**住民税非課税世帯**が対象です。

近年の猛暑による熱中症リスク増加を踏まえ、命と健康を守るためにエアコン設置費用を補助します。

1. 対象者

申請日において、塩尻市民（住民基本台帳に記録されている者等）であり、居住する住宅に**稼働可能なエアコン等が無い世帯**で、次のいずれかに該当する者

- (1) **生活保護受給世帯**
- (2) **世帯員全員が**、令和8年度課税（5月1日から6月30日までに申請が行われた場合は、令和7年度課税）の**住民税が非課税**である世帯

2-1. 補助金額

【生活保護世帯】 補助率10分の10

上限 73,000円
(自己負担 0円)

2-2. 補助金額

【住民税非課税世帯】 補助率3分の2

上限 48,000円
(自己負担 3分の1)

3. 対象設備及び対象経費

(1) 対象設備

家庭用品質表示法施行令に規定される「エアコンディショナー」のうち、次に掲げる設備

- ・壁掛け型エアコン
- ・床置き型エアコン
- ・ウインドエアコン（窓用）
- ・ポータブルエアコン など

(2) 対象経費

補助対象設備 **1世帯1台に必要な設備費及び工事費**

市ホームページ



詳細は、市ホームページをご確認ください。

この補助金と「しおじり生活応援券」との併用はできませんので、ご了承ください。

4. 申請期間

令和8年5月1日（金）～9月30日（水）

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5.申請手続き（原則世帯主申請）

(1) 申請（交付申請）

【申請者 → 市福祉支援課】

エアコンを設置する業者等が決まりましたら、エアコンを設置する前に、次の書類をご準備いただき、市福祉支援課へ申請をしてください。

(必要な書類)

ア 交付申請書

市ホームページ、市福祉支援課で入手することができます。

イ 設置しようとするエアコンの購入及び設置費用がわかる書類

見積書など金額とエアコンの型番が分かるもの。

ウ エアコンの本体及び室外機の設置予定場所の写真

写真（全景、正面、側面等）を4～12枚程度、添付してください。

設置費用の手持ち金が無い場合は、申請する前に市福祉支援課へ相談してください。完了後、設置業者へ補助金を直接、支払うことも可能です。（※設置業者への受領委任払い。）

生活保護世帯は、担当ケースワーカーにご相談ください。



(2) 決定（補助金交付決定）

【市福祉支援課 → 申請者】

市から補助金交付決定通知書が届きます。その後、設置工事等を実施してください。



設置工事着手→設置完了

(3) 実績報告書及び請求書の提出

【申請者 → 市福祉支援課】

エアコン設置後、**速やかに**次の書類をご準備いただき、ご提出ください。

(必要な書類)

ア 実績報告書及び交付請求書 ※申請時にお渡ししております。

交付請求書は、振込口座の分かる書類（通帳又はキャッシュカードの写し）を添付

イ 設置したエアコンの購入及び設置費用がわかる書類

領収書、納品書、竣工書類など

ウ エアコンの本体及び室外機の設置場所の写真

写真（全景、正面、側面等）を4～12枚程度、添付してください。



(4) 補助金交付（口座振込）

【市福祉支援課 → 申請者】

実績報告書で確定した金額を申請者又は設置業者の指定の口座へ振り込みます。

申請先・お問い合わせ先（塩尻市役所 福祉支援課）

「住民税非課税世帯エアコン設置促進事業補助金」コールセンター

電話：0263 (52) 3873

（受付時間：平日9:00～17:00）

〒399-0786

塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市役所 福祉支援課

（保健福祉センター1階）